

写

保人第 419 号

平成 30 年 10 月 2 日

文部科学大臣 柴山 昌彦 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



湘南鎌倉医療大学（仮称）の新設について（副申）

近年、少子高齢社会の進展や医療の高度化・専門化に対応すべく、さまざまな制度や社会システムの構築が急がれる中、神奈川県では、平成 28(2016)年 10 月に、団塊の世代が高齢者となる 2025 年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示す「神奈川県地域医療構想」を策定し、「誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川」の実現に向けて政策を推進しています。

その中で、「将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成」は取組みの柱の一つであり、今後、医療需要の増加に伴い、病院から在宅での医療・介護という流れがさらに加速され、看護職員の働き方が多様化する中で、地域包括ケアの重要な担い手となる看護職員の確保が大きな課題となっております。

このことから、一般財団法人湘南鎌倉医療大学設立準備財団が設置する湘南鎌倉医療大学（仮称）において、医療技術の進歩・発展や地域社会のケアニーズの多様性等に対応できる知識と技術を身につけた看護実践能力の高い看護職員の育成に資する質の高い看護教育がなされることを期待しています。

つきましては、この度の一般財団法人湘南鎌倉医療大学設立準備財団湘南鎌倉医療大学（仮称）設置申請につきまして、ご高配賜りますよう副申いたします。

写

鎌 企 第 1096 号

平成 30 年 10 月 22 日

文部科学大臣 柴山 昌彦 様

鎌倉市長 松尾 崇



湘南鎌倉医療大学(仮称)の新設について(副申)

日頃より、本市の市政推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、加速度的に進展している少子・高齢化は、本市にとっても例外ではなく、2025年以降はこの傾向がさらに顕著になると推測しています。本市におきましても、様々な関係機関と連携しながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを推進しているところです。

地域包括ケアシステムを推進するにあたっては、他職種と連携、協働し、質の高いサービスを提供するための重要な役割を担う看護職への期待は大変大きいものとなっています。

また、県下において、看護職員数自体は増加しているものの、依然として人口10万人あたりの看護師数は全国平均を下回っており、将来の医療提供体制を支えるためにも安定した看護職員の新規養成が求められています。

こうした背景の中、健康増進から終末期医療まで、複雑で多様な健康問題や生活の質の向上に対処できる実践能力を有する看護職の育成は不可欠であり、それを実践できる機関としての大学新設について、本市としても期待しているところです。

新設される大学とは、市の推し進める健康づくり施策や共生社会実現のために、地域住民及び医療、福祉関係者等を対象とした様々な教育や実践の機会の提供や、災害時の救護体制等についても連携していくとともに、本大学で養成された看護職が、市内の医療機関等で就労できるような仕組みの検討もしてまいりたいと考えております。また、地域の看護職の質の向上を図るための研修機会の提供や、潜在看護職の職場復帰の支援等の役割についても期待しております。

つきましては、この度の湘南鎌倉医療大学(仮称)の新設認可にあたり、特段のご高配を賜りますよう副申いたします。

看護学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

1 モデル・コア・カリキュラム策定の背景

○現行の看護学教育における課題

平成4年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の施行等を契機に、我が国における看護系大学は急増し、平成3年度に11校であった大学数が平成29年度には255校となった。平成29年2月実施の国家試験における合格者のうち看護系大学卒の者の割合は、看護師国家試験では32.5%、保健師国家試験では90.3%、助産師国家試験では26.6%を占めるに至っている。

こうした中、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検言寸会」が平成23年3月に取りまとめた最終報告書(以下「平成23年報告書」という。)では、学士課程における保健師養成を各大学の選択制とするとともに、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」(以下「学士課程版看護実践能力と到達目標」という。)により学士課程で養成される看護師の看護実践に必要な5つの能力群とそれらの能力群を構成する20の看護実践能力を明示するなど、大学における看護学教育の質保証について具体的な提言がなされた。

各大学においては同提言を踏まえ、教育の充実のための取組が進められてきたところであるが、更なる改善が必要な事項として、実習場の確保、教員の異動と教育水準の維持、大学の理念と目標を踏まえた組織的な教育の実施、学部教育と卒後の看護実践との乖離解消、根拠に基づいた看護実践ができる能力の向上といった課題が指摘されている。

○社会の変遷への対応

近年、少子高齢社会にある我が国においては、社会保障と税の一体改革をはじめ看護の在り方に関わる様々な改革が進んできた。地域医療構想に基づく**医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築により、地域におけるヘルスプロモーションや予防も含め、その役割や活動場所の多様化が進む中で、****看護者には、様々な場面で人々の身体状況を観察・判断し、状況に応じた適切な対応ができる看護実践能力が求められている。**また、患者中心の医療の実現に向け、チーム医療や多職種連携の一員としての役割を果たし、看護の専門性を発揮することや、更なる医療安全への対応も求められている。さらに、社会の中での看護の位置付けの変化や医療費の動き、限られた医療資源の有効活用について、社会の一員として、また医療職の一員として理解し判断できること、今後も起こるであろう様々な変化を予測し、自らの役割を常に見直し、対応できることも必要である。

大学における看護学教育においては、これらの社会の変遷に対応し、看護師として必要となる能力を備えた質の高い人材を養成するため、学士課程教育の内容の充実を図ることが求められて